

健康に係る福利厚生 の例

株式会社ミツイバウ・マテリアル（以下、当社）は、従業員が健康で長く安心して働ける会社を目指しています。

1.団体三大疾病保障保険

がん・心筋梗塞・脳卒中で所定の条件に該当した場合、本人に一時金 100 万円が支払われます。従業員全員が加入しており、保険料は当社が負担します。

2.医療保険

入院した場合、本人に日額 5,000 円(最大 60 日)が支払われます。

また、手術した場合は内容に応じて一時金(5 万・10 万・20 万円)が支払われます。

従業員全員が加入しており、保険料は当社が負担します。

3.生命保険

死亡した場合、遺族の方に 500 万円が支払われます。

入社 4 年目以降の全社員が対象となり、保険料は当社が負担します。

4.GLTD 保険

病気・ケガ等で長期間就労不能になった場合、60 歳まで本人に毎月 10 万円が支払われます(免責 365 日)。

60 歳未満の全社員が対象となり、保険料は当社が負担します。

5.健康診断の強化

1 年に一度、法的な健康診断を行う際に追加の腫瘍マーカー検査を行います。

「CEA（全般）」「CA19-9（膵・胆）」「AFP（肝）」「PSA（前立腺）」の 4 種のうち、34 歳以下の従業員は 1 種（選択可）、35 歳以上の従業員は 4 種全てを受診できます。

また、女性社員は 1 年に一度、子宮がん検診の受診も可能です。

従業員全員（子宮がん検診は女性社員のみ）を対象とし、費用は当社が負担します。

6.インフルエンザ予防接種

毎年 11 月頃に、当社会議室でインフルエンザの予防接種を実施します。

従業員全員を対象とし、費用は当社が負担します。

7. 健康促進補助金

社員の健康促進のため、プライベートでの運動やスポーツ活動に係る費用を、全社員対象に年間24,000円まで会社が負担します。

例：ソフトボールチームの会費、マラソン大会の参加費、ゴルフのプレイ料金、スキーのリフト代 など

8. 企業型確定拠出年金

毎月1,000円～5,000円を積み立て、従業員の資産形成を援助します。

入社4年目以降は、自身の給与から追加の振り分けも可能になります。

給与を確定型拠出年金の積み立てに割り振ることで、課税対象額が減少し、また運用益も非課税となるため、税制面で有利な老後資産の形成が可能になります。

従業員全員が加入しており、毎月千円の積み立てとその他手数料等は当社が負担します。

9. その他

土用の丑の日に鰻弁当を支給等、その他各種健康に関連した福利厚生を用意しています。

2021年4月1日
株式会社ミツイバウ・マテリアル
代表取締役社長 三井 陽介